

鶴見大学教職員の行動規範

(前文)

鶴見大学(鶴見大学短期大学部及び鶴見大学短期大学部附属三松幼稚園を含む。以下「大学」という。)は、建学の精神に基づき、大学の全教職員(以下「教職員」という。)が、それぞれの職務及び役割の遂行に際し遵守すべき基本的事項を明示した行動規範を定める。

(目的)

第1条 この行動規範は、大学の教職員を対象とし、教職員が職務に係わる倫理を自覚し、社会から信頼と尊敬を得るために、自律的に行動することを目的とする。

(法令及び倫理規範の遵守)

第2条 教職員は、関連する法令や規則、大学の諸規程・規則、特に兼業の禁止事項などを遵守することはもとより、社会的な規範や職務に係わる倫理規範をも遵守しなければならない。

(責任)

第3条 教職員は、進んで人類の健康・福祉、社会の安全、環境の保全に努めなければならない。
2 医師又は歯科医師としての教員及び医療職員は、国から付託された資格に基づく、患者の健康に対する責任がある。

(社会との対話)

第4条 教職員は、職務の意義と役割を、人間、社会、環境に及ぼす影響を含めて、社会にわかりやすく説明し、社会との建設的な対話に努めなければならない。

(人権の尊重)

第5条 教職員は、学生、生徒及び園児等(以下「学生等」という。)のほか、患者、研究上の被験者や研究協力者等の人権擁護に関する関係規則を遵守し、その保護に配慮しなければならない。
2 教職員は、職務の遂行に際して、関係する人々の人種、性別、地位、思想、信条、宗教等で差別せず、個人の自由と人権を尊重しなければならない。特に、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の人権を侵害するような行為は厳に慎まなければならない。

(教育活動)

第6条 教職員は、すべての学生等に対して公平に接し、常に新しく正しい知識の提供を心がけなければならない。

(研究活動)

第7条 教職員は、自らの職務において、研究及び調査データ、資料等の適切な管理及び保存を徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。

2 教職員は、科学研究費等の公的資金及び大学の財産を不正使用せず、適正に執行し、管理しなければならない。

(診療活動)

第8条 医師又は歯科医師としての教員及び医療職員は、常に患者の立場を考慮し、医療倫理に合致した行動をとらなければならない。特に、安全、安心を社会に提供することに留意しなければならない。

(守秘義務)

第9条 教職員は、職務上知り得た秘密や個人情報を他に漏らしてはならない。ただし、悪意ある情報や公序良俗に反する計画や行為については、公共の利益を優先する立場から、所管部署に報告しなければならない。

(大学の責務)

第10条 大学は、この行動規範の運用を実効あるものにするために、必要な啓発及び措置を講じる。

2 この行動規範の目的を達成するため、学長は必要に応じて各種の委員会を設置し、適正に対処する。

附 則

この行動規範は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。